

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成24年度～26年度)の概要

1 計画の基本方針

本計画においては、小平市第三次長期総合計画で健康福祉分野の基本的な考え方としている「健康で快適な生き方を支援し、自由で自立した生活の向上をめざす」こと、並びに小平市第三期地域保健福祉計画に掲げる「だれもが共に支えあい、健やかに、安心して暮らせる、心豊かな地域社会の実現」の将来目標を踏まえて、「住み慣れた小平で、いきいきと笑顔で暮らせる地域社会を目指して」を基本理念とし、3つの基本目標に沿って高齢者保健福祉及び介護保険施策を推進していきます。

- (1) いつまでも、自立した、生きがいのある生活の支援
- (2) 高齢者のニーズに応じたサービス提供の充実
- (3) 地域でお互いに支え合い、誰もが暮らしやすいまちづくりの支援

2 計画の重点施策

(1) 権利擁護システムとサービスの質の向上

今後、高齢者のみ世帯や認知症高齢者等が増加していく中、高齢者の権利を守り、判断能力が十分でない方を支援するために、**権利擁護システムとサービスの質の向上**を図ります。

この重点施策を実現するための**重点事業**として、「**成年後見制度**」を掲げ、「**権利擁護センターこだいら(社会福祉協議会)**」が地域包括支援センターとの連携を図る等、相談体制の充実に努めます。

(2) 見守り体制の充実

地域のネットワーク化を図るとともに、既存の在宅サービスと組み合わせ、**見守り体制の充実**を図ることで、高齢者の孤立を防ぎ、必要な方に必要な支援が行き届くようにします。

この重点施策を実現するための**重点事業**として、「**介護予防見守りボランティア事業**」を掲げております。

この事業は、見守りボランティア登録をされた高齢者が、地域包括支援センターと連携しながら、地域のさりげない見守り活動を行うもので、既に平成23年9月から西圏域でモデル事業として開始しており、今後事業の検証と拡大を図ります。

(3) 地域支援事業

第5期介護保険事業計画においては、今後も団塊の世代が高齢者の仲間入りをすることから、さらに一段と高齢化に拍車がかかるとともに、

それに伴う認定者数の増加が見込まれます。

そのため、介護予防や総合的な支援を行う**地域支援事業**を重点施策の一つとしています。

この重点施策を実現するための**重点事業**として、「**包括的支援事業**」を掲げ、これを推進する地域包括支援センターの機能強化を図ります。

機能強化の主要な取り組みとしては、各地域包括支援センターのまとめ役として、支援及び指導を行う「**基幹型地域包括支援センター**」を設置します（平成24年7月開設済み）。

また、重点施策「見守り体制の充実」で**重点事業**として掲げた「**介護予防見守りボランティア事業**」については、地域支援事業においても**重点事業**として位置付けております。